

規則	
※福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則(一三・人事課) .....	二
訓令	
※福井県職員服務規程の一部を改正する訓令(三・人事課) .....	一一
人事委員会規則	
※福井県職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則(二) .....	五
※職員の人事記録の管理に関する規則および福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(三) .....	七

福  
井  
県  
報

号外第19号  
令和6年  
3月19日(火)  
火曜日発行

| 目 次 |

(※は県例規集登載事項)

福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月十九日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第十三号

福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則  
福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(昭和三十二年福井県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

規則	改正後	改正前
(復職時等における号給の調整)	(復職時等における号給の調整)	(復職時等における号給の調整)
第六条の二 (略)	第六条の二 (略)	第六条の二 (略)
(高齢者部分休業の承認を受けた職員の給与)	(高齢者部分休業の承認を受けた職員の給与)	(高齢者部分休業の承認を受けた職員の給与)
第六条の三 地方公務員法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業の承認を受けた職員の給与は、一般職員の例による。	第六条の三 地方公務員法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業の承認を受けた職員の給与は、一般職員の例による。	第六条の三 地方公務員法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業の承認を受けた職員の給与は、一般職員の例による。
第六条の四 (略)	第六条の四 (略)	第六条の四 (略)
(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)	(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)	(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)
第六条の五 (略)	第六条の五 (略)	第六条の五 (略)
(育児休業等の承認を受けた職員の給与)	(育児休業等の承認を受けた職員の給与)	(育児休業等の承認を受けた職員の給与)
第六条の六 (略)	第六条の六 (略)	第六条の六 (略)
(給与の支給日および支給方法)	(給与の支給日および支給方法)	(給与の支給日および支給方法)
第七条 (略)	第七条 (略)	第七条 (略)

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

訓 令

福井県訓令第3号

府中一般

各出先機関

福井県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県職員服務規程の一部を改正する訓令  
福井県職員服務規程（昭和39年福井県訓令第10号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後 改正前

(復職等の申請)

第19条 (略)

(高齢者部分休業)

第19条の2 所属長は、職員から地方公務員法第26条の3に規定する高齢者の高齢者部分休業に関する条例（令和5年福井県条例第41号）第6条の休業時間の延長の申出があったときは、高齢者部分休業承認申請（休業時間延長申出）報告書（様式第8号の2）を人事課長に提出しなければならない。

2 所属長は、高齢者部分休業の承認を受けた職員が、福井県職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則（令和6年福井県人事委員会規則第2号）第4条の規定により、当該承認に係る休業時間の申請の一部を取り消したときは、人事課長に報告しなければならない。

3 所属長は、福井県職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則第5条の規定により職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認の取消し・休業時間の短縮同意報告書（様式第8号の2の2）を人事課長に提出しなければならない。

(自己啓発等休業)

第19条の2の2 所属長は、職員から地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）の承認の申請または福井県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年福井県条例第69号）第7条第1項に規定する期間の延長の承認の申請があつたときは、自己啓発等休業承認申請報告書（様式第8号の2の3）を人事課長に提出しなければならない。

2 (略)

(欠勤)

第21条 第6条、第18条および第19条の2から前条までの規定に該当する場合を除き、職員が勤務しない場合は、あらかじめ欠勤届（様式第10号）を所属長に提出しなければならない。

2 (略)

(復職等の申請)

第19条 (略)

(高齢者部分休業)

(自己啓発等休業)

第19条の2 所属長は、職員から地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）の承認の申請または福井県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年福井県条例第69号）第7条第1項に規定する期間の延長の承認の申請があつたときは、自己啓発等休業承認申請報告書（様式第8号の2）を人事課長に提出しなければならない。

2 (略)

(欠勤)

第21条 第6条、第18条、第19条の2から第19条の4までおよび前条の規定に該当する場合を除き、職員が勤務しない場合は、あらかじめ欠勤届（様式第10号）を所属長に提出しなければならない。

2 (略)

様式第8号の2（第19条の2関係）

人事課長 様

年 月 日  
[印]

所属長名

高齢者部分休業承認申請（休業時間延長申出）報告書

このことについて下記のとおり申請があつたので承認願いたく提出します。

〔福井県職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則（令和6年福井県人事委員会規則第2号）様式第1号を添付すること。〕

様式第8号の2の2（第19条の2関係）

人事課長 様

年 月 日  
[印]

所属長名

高齢者部分休業の承認の取消し・休業時間の短縮同意報告書

このことについて下記のとおり申請があつたので承認願いたく提出します。

〔福井県職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則（令和6年福井県人事委員会規則第2号）様式第2号を添付すること。〕

附 則  
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

## 人事委員会規則

福井県職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則を公布する。

令和六年三月十九日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第二号

福井県職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、福井県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和五年福井県条例第四十一号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（条例第二条第一項の人事委員会規則の定める時間）

第二条 条例第一条第一項の人事委員会規則の定める時間は、十時間とする。

（承認の申請手続）

第三条 高齢者部分休業の承認の申請は、高齢者部分休業承認申請（休業時間延長申出）書（様式第一号）により、任命権者に対して行わなければならない。

2 任命権者は、前項の申請について、その内容を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して必要な書類の提出を求めることができる。

（申請の一部取消し）

第四条 高齢者部分休業の承認を受けた職員は、あらかじめ任命権者に申し出ることにより、任命権者が定める時間を単位として当該承認に係る休業時間の申請の一部を取り消すことができる。

（承認の取消しまたは休業時間の短縮の同意）

第五条 任命権者は、条例第五条の規定により高齢者部分休業の承認の取消しまたは休業時間の短縮をする場合は、高齢者部分休業の承認の取消し・休業時間の短縮同意書（様式第二号）により、高齢者部分休業をしている職員の同意を得なければならない。

（休業時間の延長手続）

第六条 第三条の規定は、条例第六条の休業時間の延長の申出について準用する。

（雑則）

第七条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則  
この規則は、令和六年四月一日から施行する。

令和6年3月19日（火）

福井県報号外第19号

様式第1号（第3条関係）  
高齢者部分休業承認申請（休業時間延長申出）書

年 月 日	(任命権者) _____様	所 属 _____
<input type="checkbox"/> 下記のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。 <input type="checkbox"/> 下記のとおり休業時間の延長を申し出ます。		
請求期間 および 休業時間	期 間 年 月 日から 年 月 日まで	時 間 時 分～ 時 分 □毎日 □その他 ( )
申請理由	.....	

様式第2号（第5条関係）  
高齢者部分休業の承認の取消し・休業時間の短縮同意書

年 月 日	(任命権者) _____様	所 属 _____
<input type="checkbox"/> 下記のとおり承認の取消しに同意します。 <input type="checkbox"/> 下記のとおり短縮後の休業時間に同意します。		
取り消す 休業時間 または 短縮後の 休業時間	期 間 年 月 日から 年 月 日まで	時 間 時 分～ 時 分 □毎日 □その他 ( )
備 考	.....	

職員の人事記録の管理に関する規則および福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月十九日

三月十九日

福井県人事委員会規則第三号

職員の人事記録の管理に関する規則および福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
(職員の人事記録の管理に関する規則の一部改正)

第一条 職員の人事記録の管理に関する規則（昭和二十七年福井県人事委員会規則第一号）の一部  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

（人事記録の記載事項）  
第三条 前条の人事記録には、氏名、生年月日および学歴のほか、次に掲げる事項および当該事項に係る発令等年月日を記載するものとする。

(人事記録の記載事項)  
第三条 前条の人事記録には、氏名、生年月日および学歴のほか、次に掲げる事項および当該事項に係る発令等年月日を記載するものとする。

		(福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部改正)	
		第二条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則(昭和三十二年福井県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。	
		次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。	
		改正後	改正前
	(期末手当の支給)		
第三十条	2 10 (略)	第三十条	2 10 (略)
11 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。	11 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。	11 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。	11 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
一 四 (略)	一 四 (略)	一 四 (略)	一 四 (略)

五	地方公務員法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業(第三十一 条第七項第十一号において「高齢者部分休業」という。)の承認を受けて勤 務しなかつた期間については、その二分の一の期間
12 ‐ 16	(略)
8 ‐ 11	(勤勉手当の支給) 第三十一条 (略)
2 ‐ 6	(略)
7	前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。この場合におい て、除算する期間の合計期間に一日未満の端数が生じたときは、その端数を切 り捨てるものとする。
1‐ 10	(略)
十一	高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間
この規則は、令和六年四月一日から施行する。	附 則

五	地方公務員法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業(第三十一 条第七項第十一号において「高齢者部分休業」という。)の承認を受けて勤 務しなかつた期間については、その二分の一の期間
12 ‐ 16	(勤勉手当の支給) 第三十一条 (略)
2 ‐ 6	(略)
7	前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。この場合におい て、除算する期間の合計期間に一日未満の端数が生じたときは、その端数を切 り捨てるものとする。
1‐ 10	(略)
八 ‐ 11	(略)
十一	高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間
この規則は、令和六年四月一日から施行する。	附 則